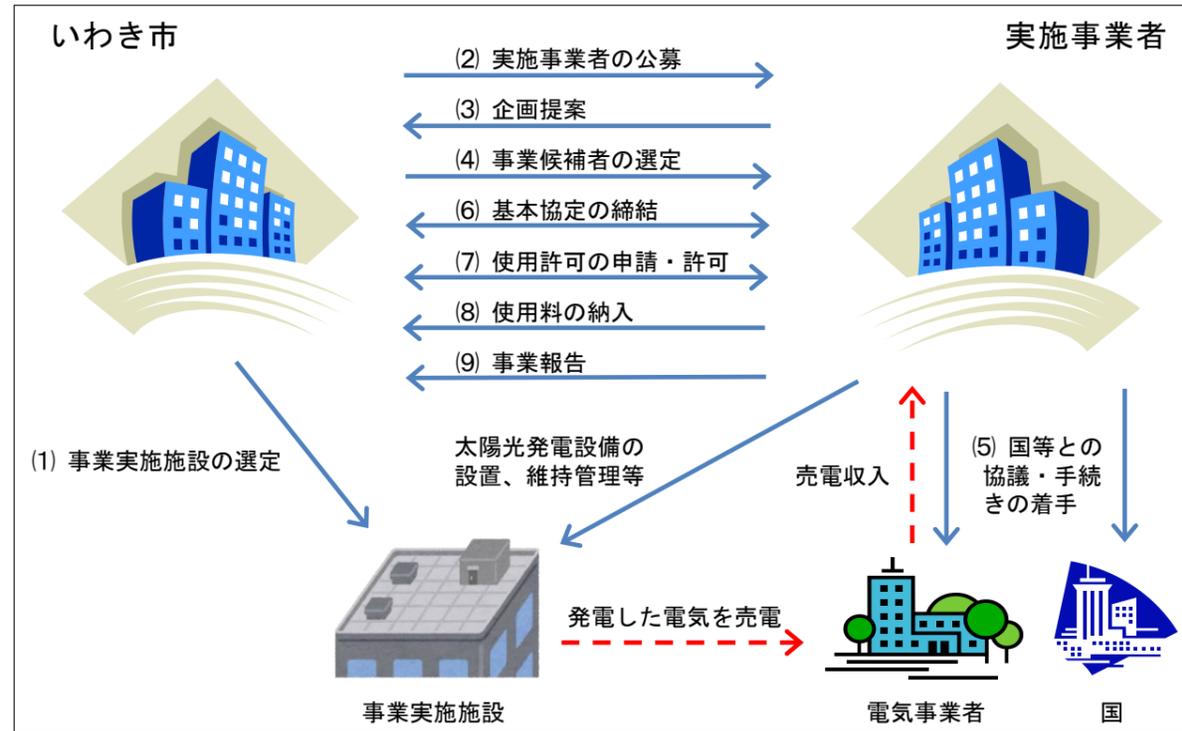


いわき市太陽光発電に係る公共施設の屋根等貸し事業の概要

1 事業趣旨

本市では、公共施設への再生可能エネルギー導入推進に加えて、自主財源の確保や地域産業の振興という観点から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により太陽光発電事業を行う者に対し、有償で公共施設の屋根等の使用許可を行う「屋根等貸し事業」を実施する。



事業の基本的な考え方（骨子）	
太陽光発電事業者	・ 公募型プロポーザル方式により公募 ・ 市内事業者参画が必須条件（地域経済活性化の観点）
発電設備容量	・ 事業者の提案による
使用料	・ 事業者の提案による ・ 年額100円/㎡以上の額
事業期間	・ 最大21年間（施工から撤去までの期間） ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用
使用許可	・ 地方自治法に基づく使用許可

【関連する本市例規】

- ・ 「いわき市太陽光発電に係る公共施設の屋根等の使用料に関する条例」
- ・ 「いわき市太陽光発電に係る公共施設の屋根等の使用に関する規則」
- ・ 「いわき市行政財産使用料条例」
- ・ 「いわき市財務規則」

2 事業の概要

業務の流れ	内 容
(1) 事業実施施設の選定	市は、「耐震性」、「長期的（概ね20年間）な利用可能性」、「太陽光発電設備の設置後の管理の容易性」などの観点から本事業の実施対象となる公共施設（事業実施施設）を選定する。
(2) 実施事業者の公募	市は、事業実施施設ごとに、固定価格買取制度により太陽光発電事業を実施する事業者を公募する。
(3) 企画提案	太陽光発電事業を実施することを希望する事業者は、事業実施施設ごとに、太陽光発電に係る事業計画、太陽光発電設備の施工計画並びに維持・管理計画、行政財産使用許可に係る使用料の額、地域還元策及び非常用電源活用策について企画提案を行う。
(4) 事業候補者の選定	市は、事業実施施設ごとに、選定委員会において一定の基準による審査を行い、優れた提案をした事業者を候補者（事業候補者）として選定する。
(5) 協議・手続きの着手	事業候補者は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条第1項の認定（国の設備認定）を受け、一般電気事業者に対し系統連系に関する契約の申込みを行うなど所要の協議・手続きに着手する。
(6) 基本協定の締結	市と事業候補者は、事業の実施に関する基本的事項（市と事業候補者の役割分担及び責務、太陽光発電設置及び管理等）について基本協定を締結する。
(7) 使用許可の申請・許可	ア 屋根等の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可によるものとする。 イ 市と基本協定を締結した事業候補者（実施事業者）は、行政財産の使用に関する申請をし、使用許可後、太陽光発電設備の設置を行う。
(8) 使用料の納入	使用許可後、実施事業者は、市が定める期日までに使用料を納入する。
(9) 事業報告	実施事業者は、発電実績その他市長が必要と認める事項について、使用許可を受けた日の属する年度の終了後、速やかに市長へ事業報告するものとする。

3 事業の主なスケジュール

期 日	手 続 き
平成28年 10月3日（月）	公募要項の公開、質問書提出受付開始
10月14日（金）	施設現地見学会 （参加申込みの締切は10月12日（水））
10月18日（火）	質問書受付締切
10月24日（月）	質問書に係る回答公開
10月24日（月）	企画提案書受付け開始
11月9日（水）	企画提案書受付け締切
11月15日（火）	選定委員会（提案質疑）、事業候補者選定
11月15日以降	国等との協議・手続き着手（実施事業者） 市と事業候補者による基本協定に向けた協議開始 基本協定締結 行政財産の使用許可申請・許可決定 太陽光発電設備の設置開始 太陽光発電事業（売電）開始

4 事業候補者の選定

(1) 評価基準

評 価 項 目	評 価 内 容	配 点
① 事業計画の妥当性	(1) 実施体制 (2) 資金調達計画、必要経費の算定	10点
② 太陽光発電設備の施工計画の妥当性	(1) 設計 (2) 施工方法 [特別加算] 市内事業者による施工の機会への配慮がある場合	25点 (+5点)
③ 太陽光発電設備の維持・管理計画の妥当性	(1) 維持・管理体制等（定期的対策） (2) 雨漏り等の対応体制等（緊急時対策） (3) 損害保険等の内容 [特別加算] 市内事業者による維持管理の機会への配慮がある場合	20点 (+5点)
④ 使用料の額の妥当性	(1) 収支見込みや使用面積を反映した使用料の額の設定	30点
⑤ 地域還元策の妥当性	(1) 取組みによる効果 (2) 取組みの継続性	10点
⑥ 非常用電源として活用する提案の妥当性	(1) 活用策の有効性	5点
	全配点 (うち、特別加算)	110点 (+10点)

※ 評価点数が全配点の6割に満たない場合は、選定の対象としない。

(2) 事業候補者

- ・最優秀提案者を事業候補者として選定。
- ・最優秀提案者に次ぐ提案者を次点事業候補者として選定。
- ・市は、事業候補者と事業実施に向けた協議を行い、この協議が不調になったときはこの選定を取消し、次点事業候補者と協議を行う。

5 公募対象施設

施 設 名	建 築 年 月	施設所管課
市営住宅船戸団地 7号棟	H27.11	住宅営繕課

6 これまでの事業実施施設

施 設 名	
学校	泉小学校、宮小学校、久之浜中学校、玉川中学校
災害公営住宅	久之浜東団地、四倉南団地、作町東団地、沼ノ内団地、薄磯団地、豊間団地、錦団地、関田団地、永崎団地、佐糠第一団地、佐糠第二団地、下浅貝団地、北白土団地
夏井川河川防災センター	